

関係事業主各位 様

苫小牧労働基準協会

令和4年度玉掛け業務従事者安全衛生教育（再教育）のご案内

労働安全衛生法第60条の2では、事業場における安全衛生の水準向上を図るため、危険又は有害業務従事者に対し安全又は衛生のための教育を行うよう規定されております。

更に、第2項においては、教育の適切かつ有効な実施を図るため「危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針」を公表し定期的（5年毎）に教育を施すよう定められているところであります。この指針に定められている危険業務に平成5年9月30日付をもって新たに玉掛け業務が追加されております。

つきましては、上記対象者の再教育講習会を下記要領により開催致しますので、関係事業所の従業員の方々が多数受講されますようご案内いたします。

記

1. 日 時	回	受付開始	日 時	講習時間
	1	7月1日～	9月14日(水)	いずれも
	2	12月1日～	令和5年2月22日(水)	9:00～15:10

- 2. 場 所 日本軽金属㈱ 2階会議室（苫小牧市晴海町43-3）
- 3. 対 象 者 玉掛け技能講習修了証を所持している者で概ね5年を経過している者。
- 4. 受 講 料 会員事業場 6,315円(消費税込) (受講料4,500円(税込)+テキスト代1,815円(税込))
非 会 員 7,315円(消費税込) (受講料5,500円(税込)+テキスト代1,815円(税込))

※欠席の場合、受講日初日の前日(休日除)迄に申出がない場合受講料は返却出来ません。又、特段の理由なく、遅刻又は途中退室をした場合は所定の講義を受講したもとは見做しませんのでご留意下さい。

- 5. 定 員 30名 (定員になり次第締切りますが、開催可能人数以下の場合は講習を中止することがありますので、ご了承願います。)

- 6. 教育内容 (1) 最近の玉掛け用具の特徴 1. 0H
(2) 玉掛け用具の取扱と保守管理 2. 5H
(3) 災害事例とその防止対策 1. 5H

- 7. 申込方法 下記申込書に玉掛け技能講習修了証の写し(表裏共コピー)及び受講料を添えて苫小牧労働基準協会(053-0002 苫小牧市晴海町43-3)へお申込下さい。

TEL 0144-53-6711 FAX 0144-53-6722

- ・受講料を振込の方は、苫小牧信用金庫本店(普)706284 苫小牧労働基準協会 口座あてお振込下さい。尚、7日前迄受講料が納付されない場合キャンセルと見做します。また、電話による申込受付はしておりません。

.....

令和 年 月 日

受講日：(第 回) 月 日()～日()

苫小牧労働基準協会 殿

玉掛け業務従事者安全衛生教育(再教育)受講申込書

<input type="checkbox"/> 労基協会員	事業場名	TEL
<input type="checkbox"/> 非 会 員	所在地 〒	

氏 名 (ふりがな)	生 年 月 日	玉掛修了証番号	修了証発行先	発行年月日